

鳥取県受動喫煙防止対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県受動喫煙防止対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において使用する用語の意義は、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下、「改正法」という。）による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号、「健康増進法」という。）で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

- 1 特定飲食提供施設 健康増進法第27条第6号に規定する第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（改正法附則第2条第2項各号に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が100平方メートルを超えるものを除く。）をいう。
- 2 喫煙可能施設 施設内での喫煙を可能としている施設（専用喫煙室又は喫煙可能室を設置している施設を含む。）。
- 3 全面禁煙施設 施設内での喫煙を全面的に禁止し、専用喫煙室又は喫煙可能室を設置していない施設。
- 4 全面禁煙化 喫煙可能施設が喫煙を禁止し、全面禁煙施設となること。

(交付目的)

第2条 本補助金は、特定飲食提供施設で、申請時点において喫煙可能施設が、改正法の施行を契機に当該施設を全面禁煙化とする場合の施設改装費用を助成することにより、県民が望まない受動喫煙の機会にさらされることを防止することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。なお、補助回数は同表の第6欄に掲げる回数とする。
- 3 補助事業の実施期間は、交付決定日から当該年度の3月31日までの間とする。
- 4 本補助金とは別に同種の補助金の交付決定を受けている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴うもの

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	<p>申請時点において喫煙可能施設である特定飲食提供施設が、当該施設を全面禁煙化とするために実施する、(1)に掲げる受動喫煙防止対策事業のうち、(2)の補助条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 受動喫煙防止対策事業</p> <p>ア 壁紙、カーテン等の改装、交換</p> <p>イ 喫煙室又は喫煙所の撤去</p> <p>ウ その他、知事が認めるもの</p> <p>(2) 補助条件</p> <p>事業完了日以降、当該施設を全面禁煙施設とすること。ただし、当該施設が廃業した場合はこの限りではない。</p>
2 事業実施主体	<p>特定飲食提供施設の管理権限者等</p> <p>第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が100平方メートルを超えるものを除く。）の管理権限者及び施設の管理者</p> <p>1 大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社をいう。）</p> <p>2 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を有する会社</p> <p>イ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上を有する会社（アに掲げるものを除く。）</p>
3 補助対象経費	喫煙可能施設を全面禁煙化するための改装に係る工事費、備品費
4 補助率	2/3
5 補助上限額	1施設あたり100千円
6 補助回数	1施設につき1回まで